

# 東京都板橋区立志村第三小学校 学校いじめ防止基本方針

平成26年10月1日

## 1. いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある「人間として絶対に許されない」行為である。このことを全教職員が強く認識し、学校全体で迅速かつ組織的に対応する。また、いじめはどこでも起こり得るという事実を踏まえ、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、児童をいじめに向かわせない未然防止、いじめの兆候を見逃さない早期発見、いじめを深刻化をさせない早期対応に努める。

## 2. 学校内組織の設置

### (1) 学校いじめ防止対策委員会設置の目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために設置する。

### (2) 所掌事項

学校いじめ防止対策委員会を常設委員会として校務分掌の中に設置する。

### (3) 構成員

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、養護教諭

※ 必要に応じて、該当学級担任、専科担任、スクールカウンセラー、巡回指導講師等の関係者を招集する。

## 3. 実効性のある具体的な年間計画や実施体制

### (1) 年間計画

- ・年度当初に、学校いじめ防止対策委員会、及び職員会議で、学校いじめ防止基本方針を検討し、確認する。
  - ・ふれあい月間（6月、11月、2月）に、全校児童・保護者を対象にいじめに関するアンケートを実施する。学校いじめ防止対策委員会でアンケート結果を集約・解析し、学校いじめ防止基本方針等に基づいて対応策を検討し、速やかに対応する。
  - ・生活指導全体会（5月、10月、3月）で、本校のいじめの実態や対応状況について全教職員、及びスクールカウンセラー等で情報を共有する。
  - ・12月に人権標語作りの取り組みを行い、人権意識の育成を図る。
  - ・学校運営連絡協議会（5月、10月）及び保護者会（4月、7月、9月、1月、3月）で、適時本校のいじめの実態や取り組みについて報告し、情報を共有する。
- ※ いじめの兆候がみられた場合には、随時学校いじめ防止対策委員会を開催し、速やかに対応する。
- ※ 特に保護者との連携が欠かせない事態が発生した場合には、臨時保護者会を開催し、情報を共有し、連携して対応する。

## 4. 具体的な取り組み

### (1) 未然防止

- ・周囲の子どもに「見て見ぬふりをしない」ための指導を行う。(道徳、特別活動)
- ・休み時間の遊びを通して人間関係の充実を図る。(縦割り班遊び、学年遊び、教職員参加の遊び等)
- ・「人権教育プログラム」「心のノート」「STOP！いじめ」等の資料を活用した指導を行う。(道徳)
- ・人権標語作りの取り組みを通して人権意識の育成を図る。(学級活動)
- ・朝の挨拶運動や縦割り班活動の取り組みを通して人権意識の育成を図る。(特別活動)
- ・全校朝会で、いじめ・言葉の暴力等に関する校長講話を行う。(ふれあい月間等)
- ・スクールカウンセラーによる日常の相談活動の充実を図る。
- ・インターネットの危険やモラルについての指導を行う。(セーフティ教室、学級活動)

### (2) 早期発見

- ・「いじめ早期発見チェックリスト」を念頭に置いて日常の児童観察を行う。(登校時、授業中、休み時間、給食、清掃、下校時、及び服装、持ち物等)
- ・気になる児童への教職員からの声掛けや面談を実施する。
- ・教職員による休み時間や放課後の校庭・校舎内の看護を徹底する。
- ・いじめの兆候や発見等についての情報を共有する。(毎週金曜日の生活指導朝会)
- ・全校児童・保護者対象のいじめに関するアンケートを実施する。(ふれあい月間)
- ・スクールカウンセラーによる全児童対象の相談面接を実施する。(1学期)
- ・スクールカウンセラーによる日常の相談活動の周知と充実を図る。
- ・学校いじめ防止基本方針やいじめに関する取り組みについて、保護者・地域住民への理解・啓発を行う。(学校便り、ホームページ等)
- ・保護者・地域住民から学校に寄せられた情報に速やかに対応する。
- ・交通指導員、専任受付員、子ども見守り隊等と児童の登下校に関する情報交換を行う。
- ・あいキッズ、学童クラブ、児童館、スポーツ少年団等の地域の児童施設や関連団体と児童の放課後等の様子について情報交換を行い、学区の公園等の見回りを実施する。

### (3) 早期対応

- ・具体的な情報を収集し、記録する。(被害児童、加害児童、周辺の児童への個別の聞き取りの実施。保護者からの情報、教職員等が得ている情報の集約)
- ・学校いじめ防止対策委員会を開催し、記録を基に事実を確認する。(児童、保護者、教職員等からの情報を突き合わせ。問題点の整理)
- ・学校いじめ防止対策委員会で、以下の点を基本として対応策を検討する。
  - ＊ いじめの実態を把握し、理由や背景を突き止めて根本的な解決を図る。
  - ＊ 「いじめは絶対に許さない」「いじめられた児童を守る」という毅然とした態度で全教職員が臨み、いじめを止めさせる。
  - ＊ スクールカウンセラー、教育相談担当教諭、養護教諭と連携し、情報共有や役割分担を適切に行う。

- \* 保護者と連携して解決にあたる。
- \* 暴力や犯罪行為を伴う、自殺の危険性がある等、いじめが深刻な場合は、警察、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関、民生委員、児童委員、指導室「いじめ110番」、「START（学校緊急対応チーム）」等の関係機関と連携し対応する。併せて、教育委員会に報告する。
- ・学校いじめ防止対策委員会での対応策に基づいて迅速かつ組織的な対応を行い、経過を確認する。
  - \* 加害児童への組織的・継続的な観察、指導を行う。
  - \* 被害児童やその保護者へのケアを行う。（学級担任、スクールカウンセラー、養護教諭等）
  - \* 保護者と情報を共有し、連携して対応する。（いじめの実態、学校の対応と経過、学校と家庭の役割確認等）

#### （４）校内相談体制の確立

- ・スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。（1学期、高学年児童優先）
- ・スクールカウンセラーによる児童、保護者への相談活動を周知する。（学校便り、スクールカウンセラー便り、相談実施のお知らせ等）
- ・いじめの兆候がみられた場合、関係する児童に対して相談を働きかける。（スクールカウンセラーとの相談、或いは養護教諭、教育相談担当者等、児童が話しやすい教職員との相談に繋げる。）
- ・校長、副校長、関係教職員と相談内容を共有する。（必要な場合には教育相談ケース会議を開催する。）
- ・家庭と連携した対応が必要な場合には、保護者との面談を実施する。

#### （５）校内研修の実施

- ・年度当初の職員会議で、学校いじめ防止基本方針を全教職員で共有する。
- ・生活指導、教育相談に関する研修を行う。
  - \* 生活指導全体会、生活指導朝会で、児童理解を深め、対応策等を共有する。
  - \* 都・区主催のいじめや教育相談に関する研修の内容、資料等についての情報を共有し、活用を図る。
  - \* 「いじめ防止対策推進法」等の法令に関する研修会を開催する。
  - \* 「人権教育プログラム」「東京都におけるいじめの防止等の対策」「いじめのない学校づくり」「STOP! いじめ」等を活用した研修会を開催する。
- ・情報モラル等に関する研修を行う。
  - \* 講師を招き、インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめについての研修会を開催する。（セーフティ教室、携帯・インターネット安全教室）

#### （６）保護者との連携・啓発

- ・いじめに対する学校の取り組みを周知し、家庭教育の充実等の協力を要請する。（学校便り、ホームページ、ふれあい月間の保護者への手紙、保護者会）

- ・いじめを含めた問題行動について保護者に伝える。(連絡帳、電話、家庭訪問、個人面談)
- ・スクールカウンセラーによる保護者相談に繋げる。(スクールカウンセラー便り等)
- ・全校児童・保護者対象のいじめに関するアンケートを実施する。(ふれあい月間)
- ・いじめに関する相談機関を紹介する(相談先案内、相談先カードの配布等)
- ・インターネットやソーシャルメディア等を通じて行われるいじめについての研修会への参加を呼びかける。(セーフティ教室、携帯・インターネット安全教室)

#### (7) 地域住民、関係機関との連携

- ・地域住民、関係機関と連携した対応を行う。(いじめが深刻な場合、必要に応じて警察、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関、民生委員、児童委員等の関係機関、及び教育委員会と連携する。必要な場合には学校サポートチームを招集し、対応する。)
- ・「いじめ等の問題解決支援チーム」を積極的に活用する。(いじめが深刻で適切な対応策が見い出せない場合等)

### 5. 重大事態への対応

- ・重大事態に対する認識を全教職員で共有する。(児童の生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合等。)
- ・区教育委員会に報告し、連携して対応する。
- ・学校いじめ防止対策委員会を中心として対応策を検討し、校長判断の下で実施する。
  - \* 被害児童への複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底を行う。
  - \* 被害児童やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
  - \* 被害児童への緊急避難措置を検討し、実施する。
  - \* 加害児童への懲戒や出席停止の検討する。
  - \* 警察への相談・通報や児童相談所・子ども家庭支援センター等と連携する。
  - \* いじめ対策緊急保護者会を開催する。
  - \* マスコミへの組織的対応を行う。
- ・重大事態を明確にする調査を実施する。
  - \* 学校独自の調査委員会を設置する。(学校いじめ対策委員会を母体としてPTA役員、学校運営連絡協議会委員等を加え、調査委員会を設置する。)
  - \* 事態が著しく重篤な場合には、法第28条に基づき区教育委員会が設置する組織「重大事態調査委員会(仮称)」を設置し、連携する。(弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等の知識及び経験を有する者)
- ・調査方法
  - \* 学校独自の調査委員会を設置した場合は、その決定に従って役割を分担し、公正かつ迅速に調査を実施し、結果を集約する。  
(被害児童、加害児童、関係児童への個別の聞き取り。関係する保護者への個別の聞き取り。全教職員への聞き取り。全校児童、該当学年児童へのアンケート)

- \* 「重大事態調査委員会（仮称）」を設置した場合には、その決定に従って公正に調査を実施し、結果を集約する。
- ・ 調査結果の報告
  - \* 区教育委員会に調査結果を報告する。
  - \* 保護者、地域に調査結果を報告する。（いじめ対策緊急保護者会、ホームページ、学校便り）

## 6. 取り組みに関する点検と改善の方策

### (1) いじめ未然防止等に関する学校評価の方法等

- ・ いじめに関する項目を盛り込んだ学校評価アンケートを実施する。（12月～1月、本校教職員、スクールカウンセラー等、及び保護者対象）

### (2) 学校評価を受けての基本方針の改善の方策について

- ・ 学校評価アンケート結果に基づいて、いじめに関する取り組みを検証し、学校いじめ防止基本方針の改善案を検討する。（1月～2月、学校いじめ防止対策委員会）
- ・ 学校いじめ防止基本方針の改善案について全教職員で共通理解し、確認する。（2月、年度末評価職員会議）